

医療法人社団 公朋会 デイケア・だんけ

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

運 営 規 程

令和6年4月1日

第1条（総則）

「医療法人社団公朋会」が開設する「デイケアだんけ」が実施する指定通所リハビリテーション（以下「通りハ」・指定介護予防通所リハビリテーション（以下、「予防通りハ」の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

第2条（事業の目的）

事業の目的は、次の通りとする。

1. 要介護状態にある者に対し、適正な指定通所リハビリテーションを提供する事を目的とする。
2. 要支援状態にある者に対し、適正な指定介護予防通所リハビリテーションを提供する事を目的とする。

第3条（運営の方針）

運営の方針は、次の通りとする。

1. 「デイケアだんけ」が実施する通りハ・予防通りハの従業者は、要支援者・要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
2. 通りハ・予防通りハは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
3. 通りハ・予防通りハは、以下についての実施及び提供に努める。
 - ・ 個別性の重視
 - ・ 的確なニーズの把握
 - ・ 的確なアセスメントの実施
 - ・ 的確なニーズに基づいたプログラムの作成
4. 通りハ・予防通りハは、独自プログラムによる質の高い個別リハビリを実施し利用者の心身の状況に応じたきめの細かい対応の実施に努める。
5. 通りハ・予防通りハの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係機関とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

第4条（名称及び所在地）

通りハ・予防通りハを実施する事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称	医療法人社団公朋会 デイケアだんけ
所在地	東京都町田市成瀬台3丁目8番地18号 2階

第5条（従業者の職種、員数、及び職務内容）

通りハ・予防通りハに従事する従業者の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

1. 医師

常勤	非常勤	計
1	0	1

医師は、指定通所リハビリテーション計画の策定を従業者と共同して作成するとともに、指定通所リハビリテーションの実施に関する従業者への指示を行う。

2. 専従する従業者

		常勤	非常勤	計
医師		1		1
理学療法士			1	1
作業療法士			1	1
言語聴覚士			0	0
管理栄養士				0
看護職員	正看護師	1	3	4
	准看護師			0
介護職員	介護福祉士	5		5
	1～2級修了者			
	初任者研修修了者			
	その他			

専従する従業者は、指定通りハ・予防通りハを提供致します。

医師：利用者の全身状態の把握を行い、適切かつ総合的なアセスメントを行います。

理学療法士：身体機能の維持・改善を目的とした、筋力トレーニング・マッサージ温熱療法等を行い、身体活動能力を高める訓練を行います。

作業療法士：在宅生活の維持を目的とした、食事・更衣・入浴といった身辺動作や家事等の訓練を行います。

看護職員：利用者のリハビリ及び日常生活における看護を行います。

介護職員：利用者のリハビリ及び日常生活における介護を行います。

第6条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

営業日	月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日
定休日	日曜日 * ただし、年末・年始については診療所に準ずる。
営業時間	午前8時30分～午後5時00分
サービス提供時間	午前9時00分～午後16時00分
備考	電話により24時間常時連絡が可能な体制とする。

第7条（指定通所リハ・予防通りハの利用定員）

通りハ・予防通りハの利用定員は、次の通りとする。

1単位	2単位	計
20	15	35

第8条（通りハ・予防通りハの内容）

実施する通りハ・予防通りハは、次の通りとする。

1. 要介護者等のケアプランに沿った通常規模の通りハ・予防通りハ
2. 通りハ・予防通りハは、医学的管理のもとで要支援者・要介護者に対する心身の機能回復のため、予防的ニーズに基づいたリハビリを積極的に取り入れ、医師等従業者が共同して作成したリハビリテーション計画に基づき、下記（1）を目的とし、（2）の訓練等を行う。

（1）目的

- ①ADLの低下防止
- ②QOLの維持・向上
- ③ねたきり防止
- ④社会性の維持・向上
- ⑤精神状態の改善
- ⑥その他、利用者の状態の改善

（2）訓練等

- ①治療用レクリエーション、手工芸用具を使った趣味的訓練
- ②日常生活動作に関する訓練
- ③自助具適用・使用訓練
- ④運動療法
- ⑤物理療法
- ⑥歩行訓練、基本的動作訓練

第9条（通常の事業の実施範囲）

通常の事業の実施範囲は、次の通りとする。

1. 東京都町田市

成瀬台1～4丁目 成瀬1～8丁目 成瀬が丘1～3丁目 西成瀬1～3丁目
南成瀬1～6丁目 東玉川学園1～4丁目 玉川学園1～5丁目、7～8丁目
つくし野1～4丁目 南つくし野1～4丁目 小川1～7丁目
南大谷1～1700 金森東1～4丁目 高ヶ坂1丁目の一部、3～7丁目
原町田3～6丁目 中町1～4丁目 森野3丁目の一部 旭町1丁目、3丁目
本町田1～940、3000～3050 金森2丁目

2. 神奈川県横浜市青葉区

奈良1～5丁目 奈良町900～999、1564～1599、1670
2762～2998 青葉台2丁目の一部 あかね台1～2丁目
すみよし台1～35 恩田町1078、1080～1089、1091、
1093、1094、1108～1110、1114～1116、
1120～1124、1131、1139、1141、1145、
1156～1159、1163～1171、1174～1177
1180～1182、1186、1187、1785、1811～1820
1901、1904、1916～1919、2060～2066

3. 神奈川県大和市

鶴間1丁目の一部

第10条（利用料その他の費用の額）

サービス等を提供した場合の利用料その他の費用の額は、次の通りとする。

1. 通リハ・予防通リハを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、通リハ・予防通リハが法定代理受領サービスである時は、その1割、2割又は3割の額とする。

種別	サービスコード	サービス内容	単位数	金額	自己負担額
通所リハビリテーション	161101	通所リハ I 1 1 1	366	¥3,982	¥399
	161103	通所リハ I 1 1 2	395	¥4,297	¥430
	161105	通所リハ I 1 1 3	426	¥4,634	¥464
	161107	通所リハ I 1 1 4	455	¥4,950	¥495
	161109	通所リハ I 1 1 5	487	¥5,298	¥530
	161201	通所リハ I 1 2 1	380	¥4,134	¥414
	161202	通所リハ I 1 2 2	436	¥4,743	¥475
	161203	通所リハ I 1 2 3	494	¥5,374	¥538
	161204	通所リハ I 1 2 4	551	¥5,994	¥600
	161205	通所リハ I 1 2 5	680	¥7,398	¥740
	161151	通所リハ I 1 3 1	483	¥5,255	¥526
	161152	通所リハ I 1 3 2	561	¥6,103	¥611
	161153	通所リハ I 1 3 3	638	¥6,941	¥695
	161154	通所リハ I 1 3 4	738	¥8,029	¥803
	161155	通所リハ I 1 3 5	836	¥9,095	¥910
	161161	通所リハ I 1 4 1	549	¥5,973	¥598
	161162	通所リハ I 1 4 2	637	¥6,930	¥693
	161163	通所リハ I 1 4 3	725	¥7,888	¥789
	161164	通所リハ I 1 4 4	838	¥9,117	¥912
	161165	通所リハ I 1 4 5	950	¥10,336	¥1,034
	161196	通所リハ I 1 5 1	618	¥6,723	¥673
	161197	通所リハ I 1 5 2	733	¥7,975	¥798
	161198	通所リハ I 1 5 3	846	¥9,204	¥921
	161199	通所リハ I 1 5 4	980	¥10,662	¥1,067
	161200	通所リハ I 1 5 5	1112	¥12,098	¥1,210
	161171	通所リハ I 1 6 1	710	¥7,724	¥773
	161172	通所リハ I 1 6 2	844	¥9,182	¥919
	161173	通所リハ I 1 6 3	974	¥10,597	¥1,060
	161174	通所リハ I 1 6 4	1129	¥12,283	¥1,229
	161175	通所リハ I 1 6 5	1281	¥13,937	¥1,394
	165608	リハビリテーションマネジメント加算Aイ（6か月以内）	560	¥6,092	¥610
	165609	リハビリテーションマネジメント加算Aイ（6か月超）	240	¥2,611	¥262
165619	リハビリテーションマネジメント加算Aロ（6か月以内）	593	¥6,451	¥646	
165620	リハビリテーションマネジメント加算Aロ（6か月超）	273	¥2,970	¥297	
165615	リハビリテーションマネジメント加算Bイ（6か月以内）	830	¥9,030	¥903	
165616	リハビリテーションマネジメント加算Bイ（6か月超）	510	¥5,548	¥555	
165621	リハビリテーションマネジメント加算Bロ（6か月以内）	863	¥9,389	¥939	
165622	リハビリテーションマネジメント加算Bロ（6か月超）	543	¥5,907	¥591	

種別	サービスコード	サービス内容	単位数	金額	自己負担額
通所リハビリテーション	165602	通所リハビリ 重度療養管理加算	100	¥1,088	¥109
	165610	短期集中個別リハビリ加算	110	¥1,196	¥120
	166361	通所リハビリ 科学的介護推進体制加算	40	¥435	¥44
	166144	通所リハビリテーション提供体制加算 1	12	¥130	¥13
	166145	通所リハビリテーション提供体制加算 2	16	¥174	¥18
	166146	通所リハビリテーション提供体制加算 3	20	¥217	¥22
	166147	通所リハビリテーション提供体制加算 4	24	¥261	¥27
	166253	認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (1)	240	¥2,611	¥262
	166255	通所リハビリ生活行為向上リハビリ旧加算 1	月2000	月¥21,760	月¥2,176
	1656256	通所リハビリ生活行為向上リハビリ旧加算 2	月1000	月¥10,880	月¥1,088
	166099	通所リハサービス提供体制加算 I	22	¥239	¥24
	166100	通所リハサービス提供体制加算 II	18	¥195	¥20
	166102	通所リハサービス提供体制加算 III	6	¥65	¥7
	166107	通所リハビリ 処遇改善加算 I	一カ月のご利用単位数×0.047		
	166106	通所リハビリ 処遇改善加算 II	一カ月のご利用単位数×0.034		
	166104	通所リハビリ 処遇改善加算 IV	一カ月に付き III で算定した単位数の90%加算		
	166105	通所リハビリ 処遇改善加算 V	一カ月に付き III で算定した単位数の80%加算		
	166118	通所リハビリ 特定処遇改善加算 I	一カ月のご利用単位数×0.020		
	166119	通所リハビリ 特定処遇改善加算 II	一カ月のご利用単位数×0.017		
	166114	通所リハビリ ベースアップ等支援加算	一カ月のご利用単位数×0.010		

* 上記の金額は、リハマネジメント加算・生活行為向上リハビリ加算を除き、1回あたりの金額とする。

* 単位あたりの単価は「10.88円」とし、小数点以下は切り捨てとする。

* 自費利用は介護保険に準じて計算した10割の金額とする。

種別	サービスコード	サービス内容	単位数	金額	自己負担額
介護予防通所リハビリテーション	661111	予防通所リハビリ 1 1	2053	¥22,336	¥2,234
	661121	予防通所リハビリ 1 2	3999	¥43,509	¥4,351
	661111	予防通所リハビリ 12か月超減算 I 1	20	¥217	¥22
	661121	予防通所リハビリ 12か月超減算 I 2	40	¥435	¥44
	665002	予防通所リハ運動器機能向上加算	225	¥2,448	¥245
	665005	予防通所リハ事業所評価加算	120	¥1,305	¥131
	666361	予防通所リハ科学的介護推進体制加算	40	¥435	¥44
	666117	予通りハサービス提供体制加算 I 1	88	¥957	¥96
	666118	予通りハサービス提供体制加算 I 2	176	¥1,914	¥192
	666103	予通りハサービス提供体制加算 II 1	72	¥783	¥79
	666104	予通りハサービス提供体制加算 II 2	144	¥1,566	¥157
	666100	予防通所リハビリ 処遇改善加算 I	一カ月のご利用単位数×0.047		
	666110	予防通所リハビリ 処遇改善加算 II	一カ月のご利用単位数×0.034		
	666113	予防通所リハビリ 処遇改善加算 IV	一カ月に付き III で算定した単位数の90%加算		
	666115	予防通所リハビリ 処遇改善加算 V	一カ月に付き III で算定した単位数の80%加算		
	666121	予防通所リハビリ 特定処遇改善加算 I	一カ月のご利用単位数×0.020		
	666122	予防通所リハビリ 特定処遇改善加算 II	一カ月のご利用単位数×0.017		
	666114	予防通所リハビリ ベースアップ等支援加算	一カ月のご利用単位数×0.010		

* 上記の金額は、1月あたりの金額とする。

* 単位あたりの単価は「10.88円」とし、小数点以下は切り捨てとする。

* 自費利用は介護保険に準じて計算した10割の金額とする。

2. 食事を提供した場合の食材料料費

昼食材料費	¥850
おやつ材料費	¥150
特別食材料費	¥150
行事食材料費	¥200

- * 上記の金額は、1食あたりの金額とする。
- * 介護保険適用外となるため、全額自己負担とする。
- * 特別食については、限られた材料では対応できない為、通常の材料に加え新たな材料を使用。よって材料費に加算する。
- * 特別食については、あくまで【利用者のご希望】を前提とする。
- * 行事食については、限られた材料では対応できない為、通常の材料に加え新たな材料を使用。よって材料費に加算する。

3. 使用したオムツ等にかかる実費

尿取りパット	¥100	オムツ (M)	¥200
リハビリパンツ (M)	¥200	オムツ (L)	¥250
リハビリパンツ (L)	¥250	おとなの学校テキスト	¥1,650
マスク	¥10		

4. 作業療法に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

作業療法材料費	実費
---------	----

5. 日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

6. キャンセル料金について

当日のキャンセル	¥850
前営業日までのキャンセル	無料

第11条 (サービス利用にあたっての留意事項)

サービスの利用にあたって留意事項は、次の通りとする。

1. 利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書 (契約書・契約書別紙) を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。
2. 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。

第12条 (非常災害対策)

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

1. 防火管理者は事業所防火管理者を当て、火元責任者には事業所介護職員を当てる。
2. 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
3. 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
4. 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。

5. 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。

6. 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

防火教育及び基本訓練（消火・通報・非難）	年1回以上
利用者を含めた総合訓練	年1回以上
非常災害用設備の使用方法的徹底	随時

7. その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

第13条（その他運営に関する留意事項）

その他運営に関する留意事項は、次の通りとする。

1. 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

採用時研修	採用後3カ月以内
継続研修	年2回以上

2. 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は「医療法人社団公朋会」が定めるものとする。

第14条（相談・苦情対応）

相談・苦情対応については、次の通りとする。

1. 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置通所リハ・予防通りハ事業所として、「相談・苦情等に対する窓口」でもあることを重要な業務のひとつと位置付け、その業務にあたる。又、不在のときは、基本的事項については公朋会職員が対応するとともに必要事項については電話転送・携帯電話等を用いて必ず連絡できる体制とする。

電話番号	042-726-6179
FAX	042-726-6452
担当	デイケアだんけ苦情受付窓口
受付時間	月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時00分

2. その他の相談窓口

東京都国民健康保険団体連合会窓口	03-6238-0177
町田市介護保険課窓口	042-724-4364
横浜市青葉区福祉保険相談窓口	045-978-2445

3. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- (1) 苦情を受けた場合は、ただちに相手方に対し、電話・訪問等で状況把握を行う。又、関係機関・サービス担当者等からも同様の状況把握をする。
- (2) 担当者は、原則として単独判断をさけ、他の担当者等と協議して苦情処理にあたる。又、必要があると判断した場合は、管理者が対応する。
- (3) 検討結果（継続中のものについては経過報告）を、対応した日を含む3日以内に相手方に報告し具体的な対応をする。
- (4) 苦情及び苦情処理専用の記録簿を作成・保管し、適宜集計・分析を行い再発防止及びその後の事業展開に役立てる。

4. その他参考事項

- (1) 利用者に対し「相談や苦情の窓口」でもあることをわかりやすく、掲示物、パンフレット、契約書等に明記したり説明をし、利用者が利用しやすいように心がける。
- (2) 相談・苦情処理の記録・集計、分析を行い、社会資源の質的・量的改善が図れるよう機会をとらえて提言していく。
- (3) 地域での関係機関及びサービス事業者等と連携し、必要に応じて苦情処理等についても協議し共同で対応する。

第15条（緊急時対応）

緊急時の対応については、次の通りとする。

1. 利用者へ転倒・急変などの緊急事態発生時は、当該医院の医師による診察を行い、対応を決定し直ちに実施する。
2. 家族・居宅介護支援事業所・保険者への連絡を行う。
3. 緊急事態対応の記録簿を作成・保管し、適宜集計・分析を行い、再発防止に役立てる。

第16条（虐待防止に関する事項）

1. 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業所はサービスの提供中に、従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

第17条（身体拘束等の原則禁止）

1. 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
2. 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

第18条（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

1. 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
2. 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
3. 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
4. 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第19条（ハラスメント対策の強化に関する事項）

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

第20条（業務継続計画の策定等）

1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。
2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

- (付則1) この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- (付則2) 平成14年1月21日に第5条を一部変更。
- (付則3) 平成14年5月1日に第5条、第6条、第7条を一部変更。
- (付則4) 平成14年9月1日に第1条、第3条、第4条、第5条を一部変更。
- (付則5) 平成14年11月1日に第5条を一部変更。
- (付則6) 平成15年1月4日に第5条を一部変更。
- (付則7) 平成15年3月1日に第5条を一部変更。
- (付則8) 平成15年4月1日に第5条を一部変更。
- (付則9) 平成15年7月1日に第3条、第5条、第8条を一部変更。
- (付則10) 平成15年10月1日に第5条を一部変更。
- (付則11) 平成15年11月21日に第10条の一部変更及び第14条をを追加。
- (付則12) 平成16年5月21日に第5条を一部変更。
- (付則13) 平成16年6月1日に第5条を一部変更。
- (付則14) 平成17年1月8日に第5条を一部変更。
- (付則15) 平成17年3月1日に第5条、第10条を一部変更及び第15条を追加。
- (付則16) 平成17年5月1日に第5条を一部変更。
- (付則17) 平成17年7月1日に第5条を一部変更。
- (付則18) 平成17年7月15日に第5条を一部変更。
- (付則19) 平成17年10月1日に第10条を一部変更。
- (付側20) 平成18年7月18日に第1,2,3,5,8,10条を一部変更。
- (付側21) 平成19年3月27日に第5条2項、第6条を一部変更。
- (付側22) 平成19年10月1日に第5条2項を一部変更。
- (付側23) 平成19年11月1日に第5条2項を一部変更。
- (付側24) 平成20年1月1日に第5条2項、第14条2項を一部変更。
- (付側25) 平成20年4月1日に第4条2項を一部変更。
- (付側26) 平成20年6月1日に第9条、第10条2項、第14条を一部変更。
- (付側27) 平成20年11月1日に第5条2項を一部変更。
- (付側28) 平成21年2月1日に第5条2項を一部変更。
- (付側29) 平成21年8月1日に第5条2項・第10条を一部変更。
- (付側30) 平成22年4月1日に第5条2項を一部変更
- (付側31) 平成23年4月1日に第5条2項を一部変更
- (付側32) 平成24年2月1日に第5条2項を一部変更
- (付側33) 平成24年4月1日に第10条1項を一部変更
- (付側34) 平成24年5月1日に第5条2項を一部変更
- (付側35) 平成24年7月1日に第10条1項を一部変更
- (付側36) 平成24年11月27日に第5条2項を一部変更
- (付側37) 平成25年6月1日に第5条2項を一部変更
- (付側38) 平成25年6月1日に第14条1項を一部変更
- (付側39) 平成25年9月1日に第10条1項を一部変更
- (付側40) 平成25年9月1日に第10条1項を一部変更
- (付側41) 平成25年9月1日に第6条を一部変更
- (付側42) 平成26年1月21日に第10条1項を一部変更
- (付側43) 平成26年1月21日に第5条2項を一部変更
- (付側44) 平成26年1月21日に第14条1項を一部変更
- (付側45) 平成26年9月1日に第10条1項を一部変更
- (付側46) 平成27年1月19日に第5条2項を一部変更
- (付側47) 平成27年4月1日に第10条1項を一部変更
- (付側48) 平成27年4月1日に第14条1項を一部変更
- (付側49) 平成28年7月21日に第5条2項を一部変更
- (付側50) 平成28年7月21日に第6条1項を一部変更
- (付側51) 平成28年7月1日に第10条1項を一部変更
- (付側52) 平成29年10月21日に第5条2項を一部変更
- (付側53) 平成29年10月21日に第10条3項を一部変更
- (付側54) 平成30年4月1日に第10条1項を一部変更
- (付側55) 平成30年4月1日に第6条を一部変更
- (付側56) 令和1年8月10日に第5条2項を一部変更
- (付側57) 令和1年8月10日に第14条1項を一部変更
- (付側58) 令和1年8月10日に第10条1項を一部変更
- (付側59) 令和1年10月1日に第10条2項を一部変更
- (付側60) 令和1年10月1日に第10条5項を一部変更
- (付側61) 令和1年12月1日に第5条2項を一部変更

- (付側62) 令和2年3月1日に第5条2項を一部変更
- (付側63) 令和2年3月1日に第10条3項を一部変更
- (付側64) 令和3年4月1日に第5条2項を一部変更
- (付側65) 令和3年4月1日に第6条を一部変更
- (付側66) 令和3年4月1日に第10条1項を一部変更
- (付側67) 令和3年4月1日に第10条2項を一部変更
- (付側68) 令和3年4月1日に第10条5項を一部変更
- (付側69) 令和4年5月1日に第10条2項を一部変更
- (付側70) 令和4年5月1日に第10条5項を一部変更
- (付側71) 令和4年5月1日に第5条1項を一部変更
- (付側72) 令和4年5月1日に第5条2項を一部変更
- (付側73) 令和4年5月1日に第9条を一部変更
- (付側74) 令和4年5月1日に第10条1項を一部変更
- (付側75) 令和4年5月1日に第10条3項を一部変更
- (付側76) 令和4年10月1日に第10条1項を一部変更
- (付側77) 令和5年3月22日に第9条を一部変更
- (付側78) 令和5年3月22日に第10条1項、2項、3項、4項を一部変更
- (付側79) 令和5年3月22日に第12条を一部変更
- (付側80) 令和6年4月1日に第10条1項、2項、6項を一部変更および第16・17・18・19・20条を追記